第七十二条の三十一及び第七十二条の三十二を次のように改める。

第七十二条の三十一及び第七十二条の三十二　削除

第七十二条の三十三第一項中「及び第七十二条の二十八から第七十二条の三十一まで」を「、第七十二条の二十八及び第七十二条の二十九」に改め、同条第二項中「から第七十二条の三十一まで」を「、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九」に改め、「、清算所得」を削り、同条第三項中「から第七十二条の三十一まで」を「、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九」に改め、「（清算所得については、その算定の期間。次条第二項、第七十二条の三十九及び第七十二条の四十において同じ。）」を削る。

第七十二条の三十三の二第一項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に改め、同条第二項中「から前条まで」を「、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は前条」に、「、所得若しくは清算所得」を「若しくは所得」に改める。

第七十二条の三十四中「、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十第二項及び第七十二条の三十一第二項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項」に改める。

第七十二条の三十七第一項中「第七十二条の三十一第一項」を「第七十二条の二十九第一項若しくは第三項」に改める。

第七十二条の三十八の見出しを「（法人の事業税に係る虚偽の中間申告納付に関する罪）」に改め、同条第一項中「、第七十二条の二十九第一項又は第七十二条の三十第一項」を削る。

第七十二条の三十八の二第一項及び第四項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に改める。

第七十二条の三十九中「又は清算所得」を削る。

第七十二条の三十九の二第一項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国等」に、「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第七十二条の四十第一項第一号中「又は清算所得」を削り、同項第二号中「又は第百二条から第百四条まで」を削り、「これら」を「これ」に改め、同項第三号中「若しくは清算所得」及び「又は清算所得」を削る。

第七十二条の四十一第一項中「、所得若しくは清算所得」を「若しくは所得」に改め、同条第二項中「、所得又は清算所得」を「又は所得」に改め、同条第三項中「、所得若しくは清算所得」を「若しくは所得」に改め、同条第四項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に改める。

第七十二条の四十一の二第四項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に改める。

第七十二条の四十一の五を削る。

第七十二条の四十三第四項中「事後設立」を「現物分配」に、「をした一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。以下この項において同じ。）である法人」を「（以下この項において「合併等」という。）に係る次に掲げる法人」に、「当該一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等である法人の行為」を「その行為」に、「当該一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等である法人の課税標準額」を「その法人の課税標準額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人

二　合併等により交付された株式を発行した法人（前号に掲げる法人を除く。）

三　前二号に掲げる法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。）である法人（前二号に掲げる法人を除く。）

第七十二条の四十四第一項中「当該税額に係る中間納付額を、第七十二条の二十九又は第七十二条の三十の規定による申告書を提出した、又は提出すべきであった法人が第七十二条の三十一の規定による申告書を提出しなかったことによる決定の場合には当該税額に係る清算中の予納額」を「、当該税額に係る中間納付額」に改め、同条第二項中「、第七十二条の二十九第一項、第七十二条の三十第一項又は第七十二条の三十一第一項」を「又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項」に改め、同条第三項中「若しくは清算所得」を削る。

第七十二条の四十五の二中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加える。

第七十二条の四十六第一項中「又は清算中の予納額」を削り、「、これらの税額」を「、当該中間納付額」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「から第七十二条の三十一まで（第七十二条の二十六第五項を除く。）」を「、第七十二条の二十六（第五項を除く。）、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九」に改め、同条第四項第一号中「（解散をした法人にあつては、解散の日の属する事業年度。以下この項及び次項において同じ。）」を削る。

第七十二条の五十九第一項に後段として次のように加える。

この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。

第七十三条の四第一項中第三十六号を削り、第三十七号を第三十六号とし、第三十八号を第三十七号とする。

第七十三条の七第二号の四中「会社更生法」の下に「（平成十四年法律第百五十四号）」を加え、「（以下」を「（平成八年法律第九十五号。以下」に改める。

第七十四条の五中「千七十四円」を「千五百四円」に改める。

第百十五条第一項ただし書中「地方独立行政法人法」の下に「（平成十五年法律第百十八号）」を加える。

第百五十一条の二中「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「、第七十条及び第百条（租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」を「及び第七十条」に改め、同項第四号の三イ中「支出すべき」を「帰せられる」に改め、同号ロ中「収入すべき」を「帰せられる」に改め、同項第四号の四中「、第六十八条の十四第五項又は第六十八条の十五第五項」を「又は第六十八条の十四第五項」に改める。

第二百九十四条の二第一項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第十九項」に改め、同条第五項の表第三百十二条第三項第一号及び第一号の三の項中「第一号の三」を「第三号」に改め、同表第三百十二条第三項第一号の二の項中「第三百十二条第三項第一号の二」を「第三百十二条第三項第二号」に改め、同表第三百十二条第三項第二号の項を削り、同表第三百二十一条の八第一項の項中「第五項」を「第四項」に改め、同表第三百二十一条の八第五項の項を削り、同表第三百二十一条の八第四十二項の項中「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に改める。

第三百十二条第三項第三号中「解散」の下に「（合併による解散を除く。以下第三百二十一条の八第二十六項、第二十七項、第二十九項及び第三十二項を除き、この節において同じ。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同項第一号の三を同項第三号とし、同項第一号の二を同項第二号とし、同条第四項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に改め、「、同項第二号の均等割額の算定期間」を削り、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条第五項中「第二号」を「第三号」に、「第三項第一号の二」を「第三項第二号」に改める。